

第7回 精神保健フォーラム (第1報)

変わるのか？ 病院、地域

－精神保健福祉法改正を受けて－

2013年11月23日(土)(於)大手町サンケイプラザ

主催：精神保健従事者団体懇談会 実行委員長：長谷川利夫

<趣旨>

2013年6月、精神保健福祉法が「改正」されました。これは「改正」なのか？あるいは「改悪」なのか？これによって病院、地域は変われるのでしょうか？

法改正の最大のポイントは「保護者制度の廃止」でした。しかし1900年(明治33年)の精神病者監護法以来100年を超える日本型システムに終止符が打たれることは今回もありませんでした。確かに条文上、保護者の規定は削除されました。しかし、医療保護入院の要件は、精神保健指定医1名による診察・判定を維持したまま、「保護者」の同意に代えて「家族」等の同意があれば足りるとしました。これは従来に比べて安易な入院を増やすことにもつながりかねません。また、家族間で判断が異なる場合などに家族内の葛藤が増していく危険性もあり、保護者制度の問題点は温存されたままです。

そして、いかに患者の権利を擁護していくかについては、代弁者制度を法律で定めることが見送られました。精神医療審査会についても、抜本的見直しはなされず、引き続き各都道府県に事務局があり、患者本人の意見聴取が必須にもなっていません。

このような多くの問題点を残したままの法改正は、決して「改正」と手放しで喜べるものとは言えないのではないのでしょうか。

私たちは以上のような観点から、今回の法改正の問題点を共有し、さらに精神の障害をもった人たちが住み慣れた場所で生き生きと暮らせるための方策を皆さんと一緒に考えていきたいと思っています。

【特別講演】では、気鋭の社会学者、立岩真也先生をお招きして講演頂きます。

【シンポジウム1】は、「退院促進と地域移行」をテーマに、精神科病院と地域の連携のあり方について、それぞれの地域で活動をなさってきたシンポジストの方々に語っていただき、今後を展望します。

【シンポジウム2】では、「保護者制度廃止後の権利擁護」をテーマに、当事者、家族、弁護士、医師の立場の方々と共に、今後の権利擁護のあり方について考えていきます。

精神保健従事者団体懇談会(精従懇)は、精神保健に関わる18の団体から構成される組織で、今回でこの精神保健フォーラムも第7回を迎えます。

どうか共に、現在の精神保健について考え、病院、地域をより精神の障害をもった人たちにとってもより良いものに変えていけるよう前進しようではありませんか。

